

厚生労働省健康局生活衛生課長

松岡正樹 殿

消費者庁政策調整課長

黒田岳士 殿

平成 22 年 2 月 19 日

東京都港区六本木 7-3-17

NPO 法人国際まつ毛エクステンション協会

理事長 デマレたまき真理

まつ毛エクステンションに係わる安全性の確保について

および、

国際まつ毛エクステンション協会からの要望書

拝啓

皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

当方は、まつ毛のエクステンションに係わるすべての分野において、施術者の技術向上はもとより、まつ毛エクステに使用される商材などの研究、ことに安全性の高い接着材の開発などを行い、まつ毛エクステンションが安全に確実な成長をして行くことを望み設立された 特定非営利活動法人 NPO 国際まつ毛エクステンション協会と申します。まつ毛エクステンションサロンの安全標準を高め、確立しサロン運営者に対して助言、指導、相談などを行う事を活動主旨としております。

早速ですが、平成 22 年 2 月 17 日付消政調第 9 号の書面につきまして当、国際まつ毛エクステンション協会からの意見およびご提案を申しあげたく、ここに書面にてご提出申しあげます。

何卒宜しくご査収の程お願い申し上げます。

まつ毛エクステンションの安全問題に関して、2008年3月7日の通達(健衛発第0307001号各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省健康局生活衛生課長通知)の通達が背景となっております。

この通達以前より、まつ毛エクステンションは存在し、女性のニーズを背景に市場が急拡大しました。しかしながら、事故報告が多く、2008年3月の厚生労働省の通達となりました。しかしながら、今回も重大な事故がおき当協会としても大変残念に思っております。

なぜ事故が減らないのか？

現状の問題の第一番はまつ毛エクステンションについて、現在の美容学校では何も教えておりません事を把握しておられますでしょうか？

日本の美容学校ではまつ毛エクステンションに関して授業のある学校はありません。美容師免許を取得するためにまつ毛の事はもとより目そして瞼、その周辺の皮膚などに特化して学習する事はありません。

美容師免許所持者の施術=まつ毛エクステンションの安全性確保では無いといえます。

現在、日本にはいくつかのまつ毛エクステンションに関連する団体・協会が存在し、個々においてまつ毛エクステンションの資格検定試験などを行っております。そこにおいて各技術者の知識と技術レベルを監修しておりますが、安全基準は現状まちまちであり営利の目的にて試験を行っている協会も存在しております。

このような現状を踏まえまして、以下のご提案をさせていただきたいと思っております。

#### **ご提案1**

- ・まつ毛エクステンションに関する安全確保の為に、新しい枠組みを作る。

(例えば、まつ毛エクステンションやエステなども含めた新美容師資格)

今後のまつ毛エクステンションの業界において、危惧される事故の防止のためには、十分なその分野における知識の学習、鍛錬された技術の習得が必要とされます。まつ毛エクステンションに特化した美容師資格の設立を要望いたします。

#### **ご提案2**

- ・当協会の安全性基準を、業界統一の安全性基準とし一本化する。

現在、各まつ毛のエクステンション協会が、それぞれのエクステンション施術者の資格基準を設定しているものについて、これらの協会を取りまとめ一定の基準の設定が必要とされております。基準の統一化をはかり業界の安全性の確立を図ることを目指してまいります。以上、当協会が考えております「まつ毛エクステンションの安全性確保」でございます。これらの件に関しまして、是非ご面談いただきご相談申しあげたく思います。

お忙しいとは存じますが、何卒、お時間をご調整いただき下記までご連絡していただけますよう お願い申します次第です。

〒106-0032

東京都港区 六本木7 - 3 - 17

NPO法人 国際まつ毛エクステンション協会

理事長 デマレたまき真理

TEL 03-3478-2707 FAX 03-3401-5331